

## こども・若者参画及び意見反映専門委員会の設置について

令和5年6月30日

こども家庭審議会基本政策部会決定

## 1. 設置の趣旨

こども基本法(以下「基本法」という。)第3条第3号及び第4号において、こども施策の基本理念として、こどもや若者の意見表明機会の確保及び多様な社会的活動の参画機会の確保等が規定されている。また、基本法第11条において、国及び地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、対象となるこども・若者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これらの規定を踏まえ、国及び地方公共団体が行うこども施策の策定・実施・評価におけるこども・若者の参画及び意見反映の在り方や促進方策等について調査審議を行うため、こども家庭審議会運営規則第5条及びこども家庭審議会基本政策部会運営細則に基づき、こども家庭審議会基本政策部会の下に、こども・若者参画及び意見反映専門委員会を設置する。

## 2. 主な検討事項

- (1) 基本法第3条第3号及び第4号に掲げるこどもや若者の意見表明機会の確保及び多様な社会的活動の参画機会の確保等の在り方
- (2) 基本法第3条第3号及び第4号に掲げるこどもや若者の意見表明機会の確保及び多様な社会的活動の参画機会の確保等に係る機運の醸成、関係者の連携促進
- (3) 基本法第11条において国及び地方公共団体に義務付けられた、こども施策に対するこどもや若者の意見を反映させるために必要な措置の在り方及び取組促進
- (4) 上記のほか、こどもや若者の意見の政策への反映に係る仕組みづくり・環境整備に関する事項